

都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（昭和五十一年自治省令第十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>1 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 都の全区域を道府県とみなして地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額（同法附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を除く。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額</p> <p>二 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税に係る額から当該額に地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十の規定に基づき都の条例で定める一定の割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した国有資産等所在市町村交</p> | <p>1 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 都の全区域を道府県とみなして地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額（同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を除く。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額</p> <p>二 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税に係る額から当該額に地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十の規定に基づき都の条例で定める一定の割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した国有資産等所在市町村交</p> |

2 付金に係る額の七十五分の百に相当する額の合算額
災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令
で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十
条の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額（その算
定基礎となつた事業所税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税
、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別
交付金に係る額を除く。）の八十五分の百に相当する額並びに
当該算定の基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与
税に係る額の合算額

2 付金に係る額の七十五分の百に相当する額の合算額
災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令
で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二百十
条の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額（その算
定基礎となつた事業所税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税
、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別
交付金に係る額を除く。）の八十五分の百に相当する額並びに
当該算定の基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与
税に係る額の合算額

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（協議不要基準額の算定に用いる地方債）</p> <p>第一条の二 令第八条第四号に規定する総務省令で定める地方債は、次に掲げるものとする。</p> <p>一及び二 （略）</p> <p>三 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるために起こす地方債</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（法第三十三條の五の七第一項の計画に定める事項）</p> <p>第二条の三 法第三十三條の五の七第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第三十三條の五の七第一項各号に掲げる行為を行うこと</p> <p>二 法第三十三條の五の七第一項各号に掲げる行為の対象となる公営企業、公社（法第三十三條の五の七第一項第三号に規定する公社をいう。附則第二条の八において同じ。）又は法人（法第三十三條の五の七第一項第四号に規定する法人をいう。）の名称</p> | <p>（協議不要基準額の算定に用いる地方債）</p> <p>第一条の二 令第八条第四号に規定する総務省令で定める地方債は、次に掲げるものとする。</p> <p>一及び二 （略）</p> <p>三 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災 ための施策に要する費用に充てるために起こす地方債</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>附 則</p> |

三 法第三十三條の五の七第一項各号に掲げる行為に係る検討の経緯及びその内容

四 法第三十三條の五の七第一項の規定による地方債を起こす年度

五 法第三十三條の五の七第一項各号に掲げる行為が完了する年度

(法第三十三條の五の七第一項の計画の承認)

第二條の四 総務大臣は、法第三十三條の五の七第一項の規定による計画の提出があつた日から二月以内に、提出者に対して当該計画を承認するかどうかを通知しなければならない。

(都道府県知事への通知)

第二條の五 総務大臣は、法第三十三條の五の七第一項の規定による承認を行ったときは、関係する都道府県知事に承認した内容を通知しなければならない。

第二條の六及び第二條の七 (略)

(地方債の特例の対象となる公社の解散等のための経費)

第二條の八 法第三十三條の五の七第一項第三号に規定する当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

一 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した公社

の解散 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行っている当該公社の借入金（次号において「保証等付借入金」という。）の償還に要する経費のうち、当該

第二條の三及び第二條の四 (略)

(地方債の特例の対象となる公社の解散等のための経費)

第二條の五 法第三十三條の五の七第一項第三号に規定する当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

一 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した公社（法第三十三條の五の七第一項第三号に規定する公社をいう。以下この条において同じ。）の解散

当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行っている当該公社の借入金（次号において「保証等付借入金」という。）の償還に要する経費のうち、当該

解散に際して当該公社の資産の処分による収入をもって充てることができるの見込まれる部分以外の部分の金額に相当する経費

二 (略)

第二条の九と第二条の十三 (略)

(法第三十三條の五の八の計画に定める事項)

第二条の十四 法第三十三條の五の八に規定する総務省令で定め

る事項は、次に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体における公共施設等(法第三十三條の五の八に規定する公共施設等をいう。次号において同じ。)の現況及び将来の見通し
- 二 地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法)

第七条

解散に際して当該公社の資産の処分による収入をもって充てることができるの見込まれる部分以外の部分の金額に相当する経費

二 (略)

第二条の六と第二条の十 (略)

(市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法)

第七条 平成二十四年度における第十四條の二の規定の適用につ

いては、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特別交付金、児童手当及び子ども手当特別交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「及び交通安全対策特別交付金」とあるのは「、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三條の規定による改正前の法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年

法律第五号) 第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

2 | 平成二十五年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特別交付金、児童手当及び子ども手当特別交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税」、「地方道路譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号) 第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号) 第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

2 | 平成二十六年年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特別交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号) 第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号) 第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

2 | 平成二十七年年度における第十四条の二の規定の適用について

4 | 第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

4 | 平成二十七年年度における第十四条の二の規定の適用について

は、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額」とする。

3| 平成二十八年度及び平成二十九年度における第十四條の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額」とする。

4| 平成三十年度から平成三十二年までの間における第十四條の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額」とする。

は、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに

法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額」とする。

5| 平成二十八年度及び平成二十九年度における第十四條の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに

法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額」とする。